

愛知県立阿久比高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校全体で組織的に指導に当たる。また、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができる学校づくりを行う。

そのため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会をすべての生徒に提供し、自己有用感・自己肯定感など自己の成長発達を感じ、自らを高めることができるようにする。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを見逃さないように努め、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育相談委員会」を設置する。

(1) 「教育相談委員会」について

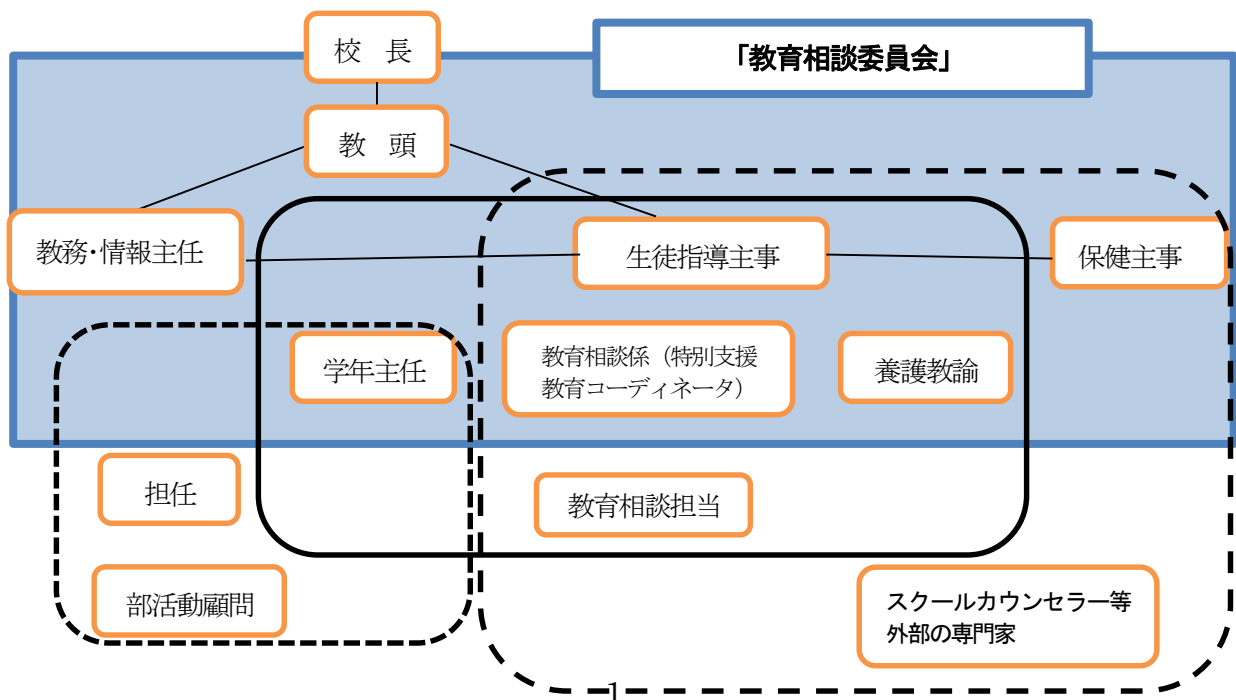
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教務・情報主任、保健主事、学年主任・担任
教育相談係（特別支援コーディネータ）、養護教諭
（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

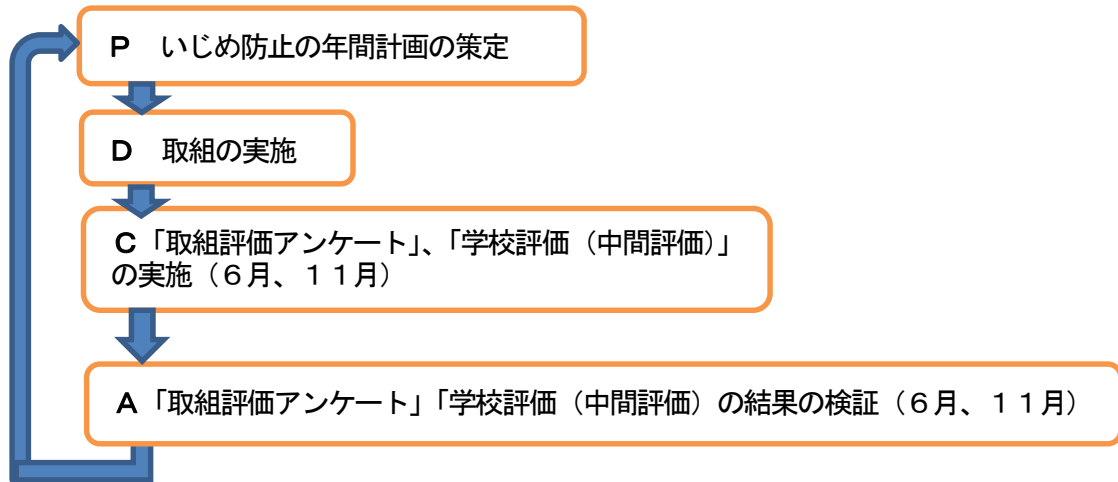
【組織図】



※ □、□、□ は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「教育相談委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



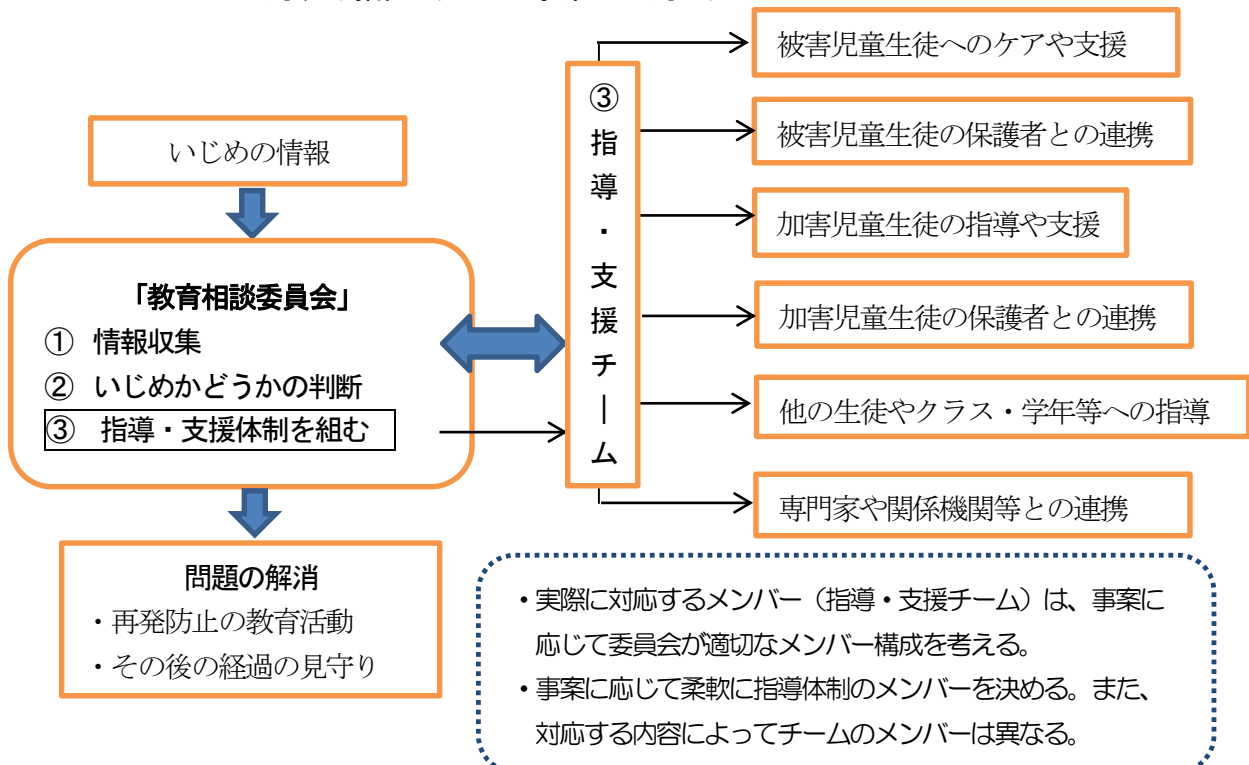
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「教育相談委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校・人権」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。

イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。

ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。

エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談委員会」に報告をし、組織的に対応する。

ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「教育相談委員会」で組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「教育相談委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査の実施（毎週月曜日）【全学年】保 ・相談室やSCの周知【全学年】指 ・面接週間【全学年】学 ・クレペリン検査【1学年】指 ・情報モラル講話【全学年】指 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年主任者会の実施（毎週月曜日）【全学年】 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業週間【全学年】教 ・公開部活動 ・ボランティアオリエンテーション【1学年】生 		<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修①（講話） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業・公開部活動

6月	・読書会 ^総	・「心のアンケート（いじめ・体罰アンケート）」の実施【全学年】 ^指 ・教育相談情報交換会 ^指	・全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	・あいさつ運動
7月	・ボランティア活動の実施【1、2学年】 ^生 ・リーダー研修【1学年】 ^学 ・部活動部長会 ^生			・保護者懇談会 ・「いじめ発見シート」の配付
8月	・インターンシップの実施【全学年】 ^進 ・ボランティア活動の実施【1、2学年】 ^生			・保育園、小学校、施設等とのボランティア連携 ・支部別懇談会
9月			・中間評価→検証	・学校評議員への学校行事の公開 ・文化祭バザー
10月	・公開授業週間【全学年】 ^教 ・福祉講話【1学年】 ^生 ・生活実態調査の実施【全学年】 ^保 ・リーダー研修【2学年】 ^学	・「心のアンケート（いじめ・体罰アンケート）」の実施【全学年】 ^指	・現職研修②（ケーススタディ）	・公開授業
11月	・ボランティア活動の実施【1、2学年】 ^生 ・読書会 ^総 ・個人面談 ^学 ・アプラムセミナー（講話）【全学年】 ^総	・教育相談情報交換会 ^指		・あいさつ運動 ・施設、地域とのボランティア連携
12月	・人権講話【全学年】 ^指 ・ボランティア活動の実施【1、2学年】 ^生 ・インターンシップの実施【全学年】 ^進 ・部活動部長会 ^生 ・情報モラル講話【全学年】 ^指		・全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	・保護者懇談会 ・保育園、小学校とのボランティア、インターンシップ連携 ・「いじめ発見シート」の配付
1月		・「心のアンケート（いじめアンケート）」の実施【1、2年】 ^指		
2月		・教育相談情報交換会 ^指	・自己評価	
3月			・学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	・学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

^教…教務情報部

^指…生徒指導部

^保…保健厚生部

^生…生徒会部

^進…進路指導部

^総…総務図書部

^学…学年会